循 環 型 社 会 形 成 推 進 地 域 計 画

（第2期）

平成29年12月

平成30年11月（変更）

令和2年10月（変更）

令和2年11月（変更）

令和3年5月（変更）

令和3年12月（変更）

令和5年1月（変更）

令和5年11月（変更）

令和6年11月（変更）

守　　山　　市

守山市　循環型社会形成推進地域計画

守　　山　　市
平成29年12月19日

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1)対象地域

構成市町村名：　守山市
面　　積：　55.74ｋｍ^2
人　　口：　82,568人（平成29年10月31日現在）

(2)計画期間

本計画は、平成30年4月1日から令和7年3月31日までの７年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3)基本的な方向

本市では、第５次総合計画において、『「わ」で輝かせよう　ふるさと守山』を将来の都市像に掲げている。総合計画における廃棄物対策としては、「ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進（3Rの推進)」、「ごみ処理の適正化」を主要項目に掲げ、施策を実施している。

また、平成21年7月に家庭系ごみ処理手数料等の大幅な改正を行い、平成22年の排出量は減少に転じたものの、その後は人口増加に伴い増加傾向にあり、平成27年に事業系の一般廃棄物処理手数料の改正、平成28年７月に家庭系の一般廃棄物処理手数料等の改正を行い、排出量抑制に取り組んできた。

平成28年度には、このような状況を踏まえて、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、基本理念である「水辺とみどりが輝く循環型社会の実現　潤いのあるまちづくり」を目指して、令和2年度の数値目標として、１人１日あたりのごみ排出量（排出原単位）を790gに削減、資源化率30％以上を達成するため、市民、事業者及び行政が相互の役割を認識し行動計画を定めるとともに、新たに定めたごみ減量化施策について、取り組んでいるところである。

しかし、現施設の老朽化は著しく、維持管理・補修費の高騰も継続しているため、現環境施設敷地に新たな施設の整備を行い、令和3年10月を目途に稼働を開始し、安定的に廃棄物処理を行っていくものとする。

(4)広域化の検討状況

「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」では、本市は平成21年度以降に、本市と隣接する野洲市とごみ焼却施設の広域化を図ることとなっている。しかし、野洲市では焼却施設の早急な更新が必要となったため、単独で施設更新を進められた。一方、本市では、昭和60年度に整備したごみ焼却処理施設が稼働しているものの、老朽化が進んでいる状況であり、総合的に判断した結果、更新が最善であると判断し、更新に向けた取組を進めているところである。

なお、広域化については、次期の整備の機会に、近隣市町と協議しながら検討していくものとする。

(5)プラスチック資源の分別収集及び再製品化に係る実施内容

プラスチック使用製品につきましては、焼却ごみとして処理を行い、サーマルリサイクルを継続して行う。

容器トレイについては、店頭設置の回収箱による容器トレイ回収の促進を行うよう、ごみ・資源物収集カレンダーや市ホームページに掲載し、周知を図る。なお、店頭回収を促進するにあたり、店頭の意向をしっかりと確認を行う。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1)一般廃棄物等の処理の現状

平成28年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図１のとおりである。

総排出量は、24,055tであり、再生利用される「総資源化量」は6,327t、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は26.3%である。ただし、本市では集団回収は実施していない。

中間処理による減量化は14,844tであり、排出量のおおむね61.7%が減量化されている。また、排出量の12.0%に当たる2,884tが埋め立てられている。なお、中間処理量のうち、焼却量は17,068tである。

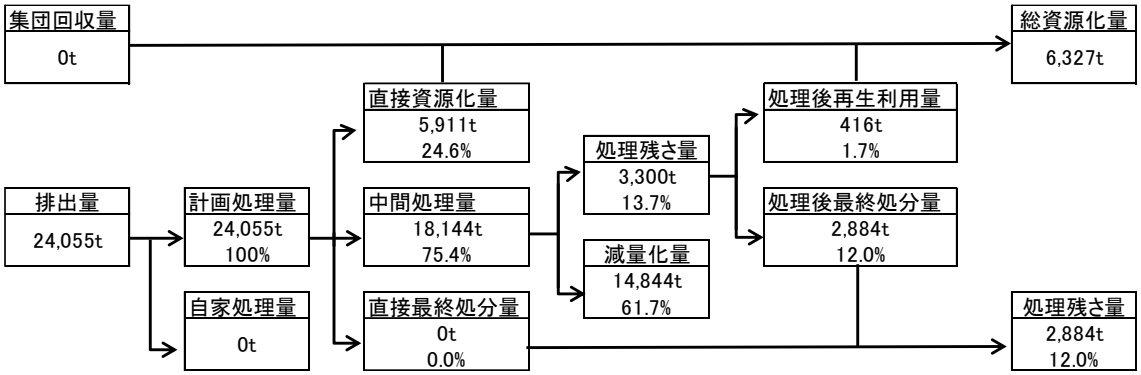

図1　一般廃棄物の処理状況フロー（平成28年度）

(2)生活排水の処理の現状

平成28年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で81,789人（平成28年10月１日現在）であり、水洗化人口は、79,952人、汚水衛生処理率97.8％である。し尿発生量は1,261KL/年、浄化槽汚泥発生量は、4,595KL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は5,856KL/年である。

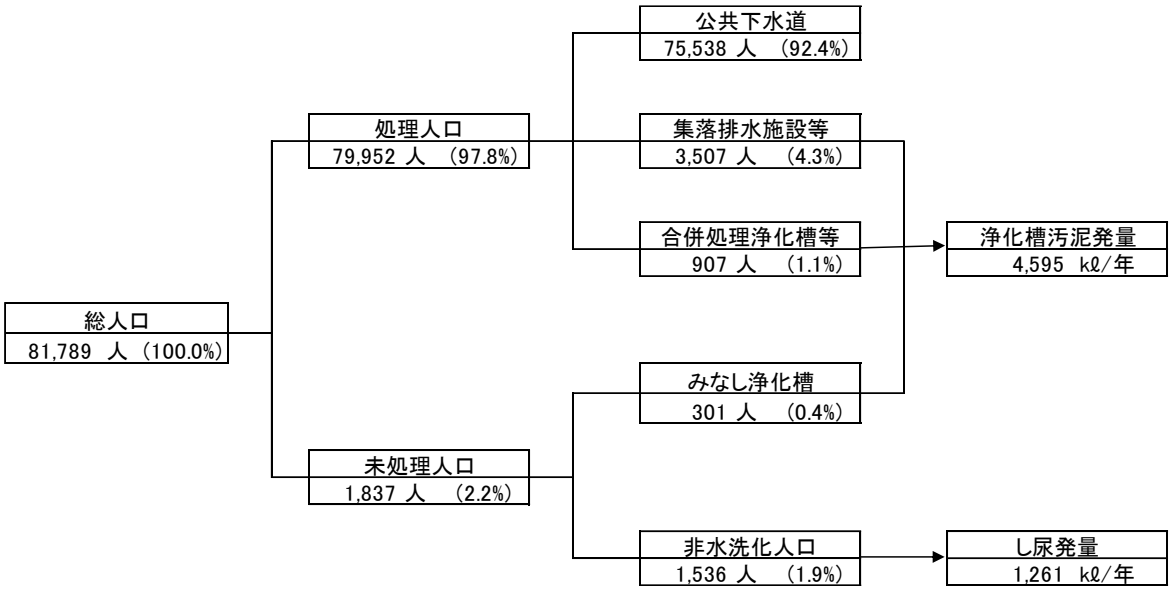

図2 生活排水の処理状況フロー（平成28年度）（10月1日現在）

(3)一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、国の基本方針及び新施設稼働に向けて推計したごみ量の予測を参考として表１のとおり目標値について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1　減量化、再生利用に関する現状と目標

指標			現状（割合）（平成28年度）		目標（割合）（令和７年度）	
排出量	事業系	総排出量	6,718 トン		5,979 トン	(-11.0%)
		1事業所当たりの排出量	2.37 トン/事業所		2.02 トン/事業所	(-14.8%)
	家庭系	総排出量	17,337 トン		17,240 トン	(-0.6%)
		1人当たりの排出量	211 kg/人		203 kg/人	(-3.8%)
	合計	事業系家庭系排出量合計	24,055 トン		23,219 トン	(-3.5%)
再生利用量	直接資源化量		5,911 トン	(24.6%)	4,651 トン	(20.0%)
	総資源化量		6,327 トン	(26.3%)	5,464 トン	(23.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量	（年間の発電電量）	－		4,000MW h	
		（年間の熱利用量）			4,800MW h	
最終処分量	埋立最終処分量		2,884 トン	(12.0%)	1,983 トン	(8.5%)

＊1　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割

＊2　（１事業所当たりの排出量）＝{（事業系ごみの総排出量）-（事業系ごみの資源ごみ量）}/（事業所数）

＊3　（１人当たりの排出量）＝{（生活系ごみの総排出量）-（生活系ごみの資源ごみ量）}/（人口）

《指標の定義》

排　出　量：事業系ごみ、生活系ごみ問わず、出されたごみの量（集団回収量を除く）[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：ＭＷｈ]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

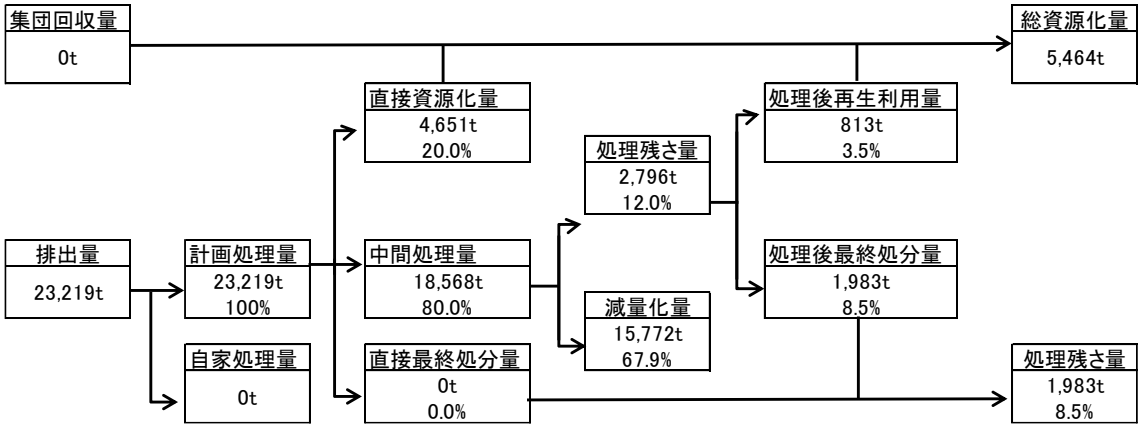

※端数処理により割合・合計が合わないことがある

図3　目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和7年度）

(4)生活排水処理の目標

生活排水処理については、表２に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備を進めていくものとする。

表2　生活排水処理の現状と目標

		平成28年度実績	令和7年度目標
処理形態別人口	公共下水道	75,538人　(92.4%)	82,392人　(97.2%)
	集落排水施設等	3,507人　(4.3%)	0人　(0.0%)
	合併処理浄化槽等	907人　(1.1%)	848人　(1.0%)
	未処理人口	1,837人　(2.2%)	1,529人　(1.9%)
	合計	81,789人	84,769人

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,261kL	1,133kL
	浄化槽汚泥量	4,595kL	1,393kL
	合計	5,856kL	2,525kL

※平成28年度実績、令和７年度目標ともに基準日は10月１日

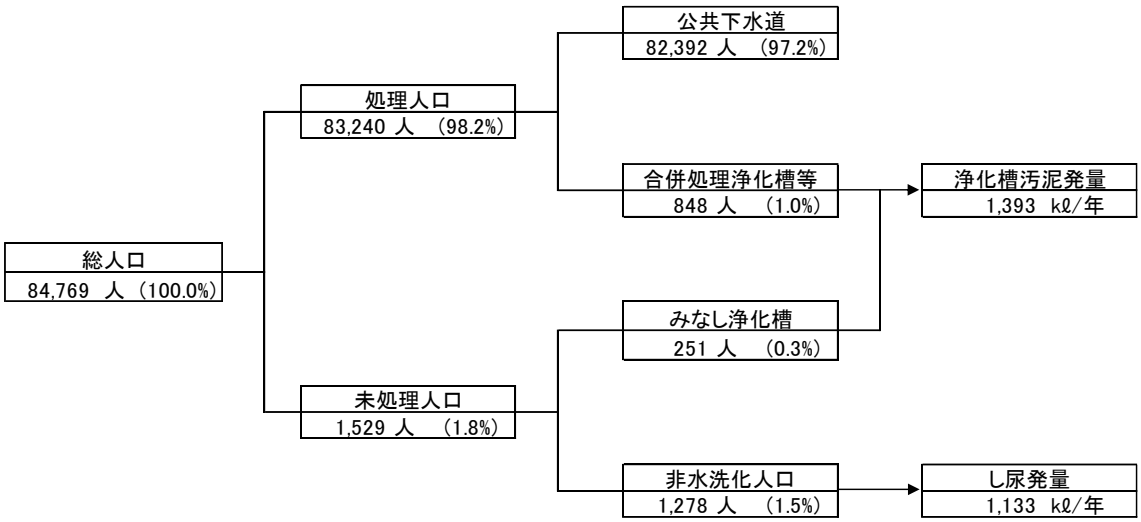

図4　目標達成時の生活排水の処理状況フロー(令和7年度)

3. 施策の内容

(1)発生抑制、再使用の推進

ア. ごみの有料化

事業系ごみについては、現在、従量に応じて処理料金を徴収している。家庭ごみについては、平成 21 年から指定ごみ袋を媒体とした排出量単純比例型により、処理料金を徴収している。引き続き、ごみの減量化・資源化に対する意識の向上を図る。

イ. 紙類の回収取組の促進

焼却対象ごみの中に混入が多くみられる紙類について、リサイクル可能な紙類の周知等の啓発活動を行うため、平成30年度より従来の「雑誌類」から「雑誌・雑がみ類」と分別名を改めることをはじめ、さらなる紙類の分別排出を徹底しリサイクルを促進する。

ウ. 生ごみ堆肥化の促進

家庭用生ごみ処理器購入費助成事業による助成は平成4年度から開始している。

また、ごみ質分析の結果によると、焼却対象ごみ中の水分が多く、そのため焼却処理時の温度が不安定になり焼却炉の負荷が増大している。引き続き、水切りの徹底と生ごみ処理機の助成継続による生ごみの減量化を進め、家庭からの生ごみの排出抑制とともに焼却処理施設の燃焼効率の向上を図る。

エ. リユースセンターの利用促進

破砕ごみや粗大ごみの中から、再利用できるものを抽出して環境センター内のリユースセンターに展示し、希望者に譲渡する。市民への利用拡大を図るため、積極的な情報提供に努める。

また、リユースセンターでの展示、イベント・講座等の開催を行い、情報発信の拠点として利用を促進する。

オ. ごみ処理に係る市民への啓発

広報やホームページ、リユースセンター等を通じて市民に広く情報を発信する。ごみ処理の現状のほか、分別方法の周知を図る中、市民の意識向上を図る。

カ. マイバッグ運動の推進

行政、事業者、市民が協力してマイバッグ運動を推進・実行し、レジ袋の削減を目指すとともに3Rに対する意識向上のきっかけとする。

キ. 食品ロス削減の推進

「全国美味しい食べ切り運動ネットワーク協議会」が取組みを進める「30・10運動」

等の、宴会などで発生する食べ残しをはじめとする食品ロス削減の取組みについて、市の広報やホームページ、出前講座などを活用し啓発を図る。

また、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」において「三方(さんぽう)よしフードエコ推奨店」制度を実施されており、推奨店への登録をすることによる廃棄物処理費用の低減や、企業イメージの向上等のメリットを訴えかけるなどし、推奨店への登録を推進する。

ク．ごみ処理手数料の適正化

平成27年度の事業系一般廃棄物の処理手数料の改正及び平成28年度の家庭系の一般廃棄物処理手数料の改正の効果確認を行い、令和3年10月の分別区分の変更の際に併せて必要な見直しを検討する。

ケ．環境教育の充実

市民が学び、考え、行動することを促し、環境への理解を深めるため、平成29年10月「守山市環境学習都市宣言」を制定したことに伴い、守山市ごみ・水環境問題市民会議や守山市地域環境推進員とともに、環境フェアの開催などを通じて、より一層の環境意識の高揚、ごみ問題の啓発、ＰＲを図る。また、自治会での学習体制の充実を図り、学習会や出前講座の開催を促進する。

コ．多量排出事業者への訪問指導

事業系一般廃棄物を年間20t以上排出している多量排出事業者を訪問し、分別徹底や、再生利用の事例紹介等の減量化指導を行う。

サ．展開検査の実施

事業系一般廃棄物の中に、正しく分別されていないものが見受けられることから、事業系一般廃棄物収集運搬業者を対象に定期的に展開検査を実施し、分別区分の遵守の啓発を図る。

シ．生活排水対策

公共下水道の計画的整備を進めるとともに、農業集落排水施設の公共下水道への接続を進める。地勢上、公共下水道の接続が困難な場合は、合併処理浄化槽の整備を進める。また、浄化槽法に基づく、浄化槽の点検、管理の徹底を図るために情報提供及び指導を行い、汚濁負荷量の低減を図る。

(2)処理体制

ア．家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表３のとおりである。

新焼却施設の稼働時にあわせて「焼却ごみ」「トレイ類」「破砕ごみ」としていたものを「焼却ごみ」「破砕ごみ」とすることとし、ごみ分別区分を、18種類から17種類に見直すとともに、新焼却施設では、ごみを焼却した際に発生する熱を利用し、発電を行うものとする。

今後、焼却ごみ中に混入している資源化可能な紙類の徹底した分別を推進し、資源物の回収率の向上に努める。また、生ごみの水切りの徹底や食品ロスをなくす取組や生ごみの堆肥化と合わせて、可燃ごみ量の減量化・資源化を進め、焼却処理施設の負荷軽減と最終処分量の削減を図る。

イ．事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、家庭ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行う。

また、多量排出事業者に対して、減量化計画の提出を求め、訪問指導を行う。

ウ．一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

事業所から排出される弁当がら等の廃プラスチック類の一部をあわせ産廃として、市で処理している状況を見直し、事業者自らが産業廃棄物として、資源化及び適正処理する仕組みを検討する。

エ．生活排水処理の現状と今後

公共下水道の整備により、全戸の汚水処理、水洗便所への切り替えを促進する。

現在（平成28年度10月１日）本市の下水道処理区域内において、下水道への接続が92.4％とほぼ100％に近い完成をみているが、公共下水道の整備が完了するまでは現況の個人によるし尿・浄化槽処理を行う。

オ．今後の処理体制の要点

○ ごみ分類区分を18種類から17種類に見直しを行うとともに、本市の分別ルールに基づき、ごみ分別の徹底などにより、ごみの減量化、再資源化を図る。
○ 焼却施設で適正に処理するとともに、効率的な熱回収(発電)を行う。
○ 焼却ごみ中に混入している資源化可能な紙類の徹底した分別を推進し、資源物の回収率の向上に努める
○ 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者に対して減量化指導を行い、事業系一般廃棄物の発生を抑制する。
○ 事業系一般廃棄物を、あわせ産廃として処理している体制を見直す。
○ 産業廃棄物については、今後も処理・処分は行わない方針とする。

表3　守山市地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成28年度）			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績（トン）
焼却ごみ	焼却	焼却処理施設（守山市環境センター内）	8,742
破砕ごみ	—	粗大ごみ処理施設（守山市環境センター内）	2,948
破砕ごみ	破砕・選別		
スプレー缶	破砕・選別		
使い捨てライター	分別保管		
粗大ごみ	破砕・選別		
資源ごみ	—		5,647
ペットボトル	分別保管		195
トレイ	分別保管		1,036
缶類	分別保管		160
ビン類	分別保管		450
剪定枝	分別保管		81
廃食油	分別保管		9
乾電池	分別保管		17
蛍光管	分別保管		5
新聞	委託処理	再生業者委託	1,416
雑誌類	委託処理		1,303
ダンボール	委託処理		663
紙パック	委託処理		22
古布	委託処理		290

令和7年度			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理目標（トン）
焼却ごみ	焼却	熱回収施設	11,523
破砕ごみ	—	リサイクル施設	1,044
破砕ごみ	破砕・選別		
粗大ごみ	分別保管		
資源ごみ	—		4,634
ペットボトル	分別・圧縮・保管		195
缶類	分別・圧縮・保管		164
ビン類	分別保管		414
剪定枝	破砕・保管		0
廃食油	分別保管		11
新聞	委託処理	再生業者委託	1,321
雑誌類	委託処理		1,502
ダンボール	委託処理		661
紙パック	委託処理		9
古布	委託処理		357
危険・有害ごみ	—	リサイクル施設	39
スプレー缶	委託処理		13
使い捨てライター	委託処理		1
使用済み小型家電	委託処理		0
乾電池	分別保管		19
蛍光管	分別・破砕・保管		6

(3)処理施設を整備

ア．廃棄物処理施設を整備

稼働から 30 年以上経過していた廃棄物処理施設を閉鎖し、令和３年 10 月より、前記（２）の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表４のとおり、新たに処理施設の整備を行いました。

表４　整備した処理施設

事業番号	施設整備種類	事業名	処理能力	設置予定箇所	事業期間	国土強靭化
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設	守山市環境施設整備事業	71t/日	守山市立田町	H30-R5	ー
2	マテリアルリサイクル推進施設	守山市環境施設整備事業	10.68t/5h (保管品目は含まない)	守山市立田町	H30-R3	ー

（整備理由）

事業番号１　既存の施設の老朽化に伴う施設の新設

事業番号２　既存の施設の老朽化に伴う施設の新設

イ．合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表５のとおり行う。

表5　合併処理浄化槽への移行計画

事業名	直近の整備済基数(基)（平成28年度）	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間	国土強靭化
浄化槽設置整備事業	10	11	59	H30-R6	守山市国土強靭化地域計画

(4)その他の施策

施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間	国土強靭化
1，2	エネルギー回収型廃棄物処理施設（事業番号1）およびマテリアルリサイクル推進施設（事業番号2）に係る計画支援事業	施設整備に係る計画支援（事業者選定アドバイザリー）	H30、R3-R4	ー

(5)その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア．不法投棄物対策

地区会館を拠点とした「地域巡回活動業務」において、不法投棄ごみの収集活動及びパトロールを実施する。 また、不法投棄が多い場所については、地域巡回活動によるパトロールの強化や看板の設置を行うとともに、捨てられにくい環境づくりのため、施設管理者に対してごみの一掃等の協力を依頼する。

イ．守山市ごみ・水環境問題市民会議への支援

守山市ごみ・水環境問題市民会議にて取り組まれている、市民及び事業者のごみの減量化・再資源化等に関する意識の高揚を図るための啓発活動を支援する。

ウ．市民参加による一斉清掃活動

毎年７月を「河川愛護運動」、12月を「ごみのない美しい街づくり運動」の実施月とし、自治会等を主体とした公共場所における散在性ごみ等の清掃活動を促進する。また、「ごみゼロの日」である5月30日前後に、散在性ごみの一斉清掃として「ごみゼロ大作戦」を実施する。

エ．地域学習会の促進

「「わ」で輝く自治会応援報償事業」に位置付け、自治会でのごみの減量化等の学習会や出前講座等の開催を促進し、市民の理解と意識の向上を図る。

オ．もりやまエコフェスタの開催

環境意識とごみ減量化、資源化の推進に係る啓発及び環境センターのPRを目的とし、ごみ・水環境問題市民会議、環境関連企業等で組織する実行委員会にて、環境

フェアを開催している。今後も継続して行い、市民、事業者、行政の連携を図る。

カ．環境センターの公開と環境学習拠点としての利用

環境センターを公開し、市民に対してごみ処理の現状と環境に対する意識の向上を図る。また、各種学習会やイベント等を実施し、環境学習拠点としても利用することで、市民の交流を深め活動をより活発なものとすることを目指す。

キ．地域環境推進員による活動の充実

地域環境推進員に対する研修会の実施、また他地域における活動内容の紹介（情報提供）等による支援を行い、ごみ集積所立会啓発や不法投棄防止啓発、また学習会や出前講座の開催等の地域環境推進員の活動の充実を図る。

ク．廃家電の適正処理

廃家電等のリサイクルについては、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づく家電・パソコン等の適切な回収・再商品化がなされるよう、ごみ・資源物収集カレンダー等にて普及啓発を継続して行う。なお、市としてはこれらの品目については収集を行わない。

ケ．再生利用の推進

破砕ごみや粗大ごみの中からそのまま再利用できるものを抽出し、リユースセンターに展示し、希望者に譲渡する。

コ．災害廃棄物への対応

災害時に発生する廃棄物の処理は、守山市地域防災計画において、基本方針を定めている。今後は万一災害が発生した場合に具体的な対応ができるように、「災害廃棄物対策指針」及び「滋賀県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、守山市災害廃棄物処理計画の策定を行う。

4．計画のフォローアップと事後評価

(1)計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、滋賀県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2)事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるもの

とする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進地域計画の添付書類

（添付資料）

１　対象地域図

２　目標の設定に関するグラフ等

３　分別区分説明資料

４　旧施設の概要

５　新施設の概要

６　守山市国土強靭化計画（事業が記載されている部分の抜粋）

〇様式1　循環型社会形成推進交付金事業実施総括表1

（添付資料）

・指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ（計画開始前5～10年度程度から計画終了年度まで年度ごと）

・地域内の施設の現況と予定（位置図）

〇様式2　循環型社会形成推進交付金事業実施総括表2

・地域内の施設の現況と予定（位置図）

（地域内の計画事業を年度ごとにまとめたもの）

〇その他の参考資料

添付資料1　対象地域図

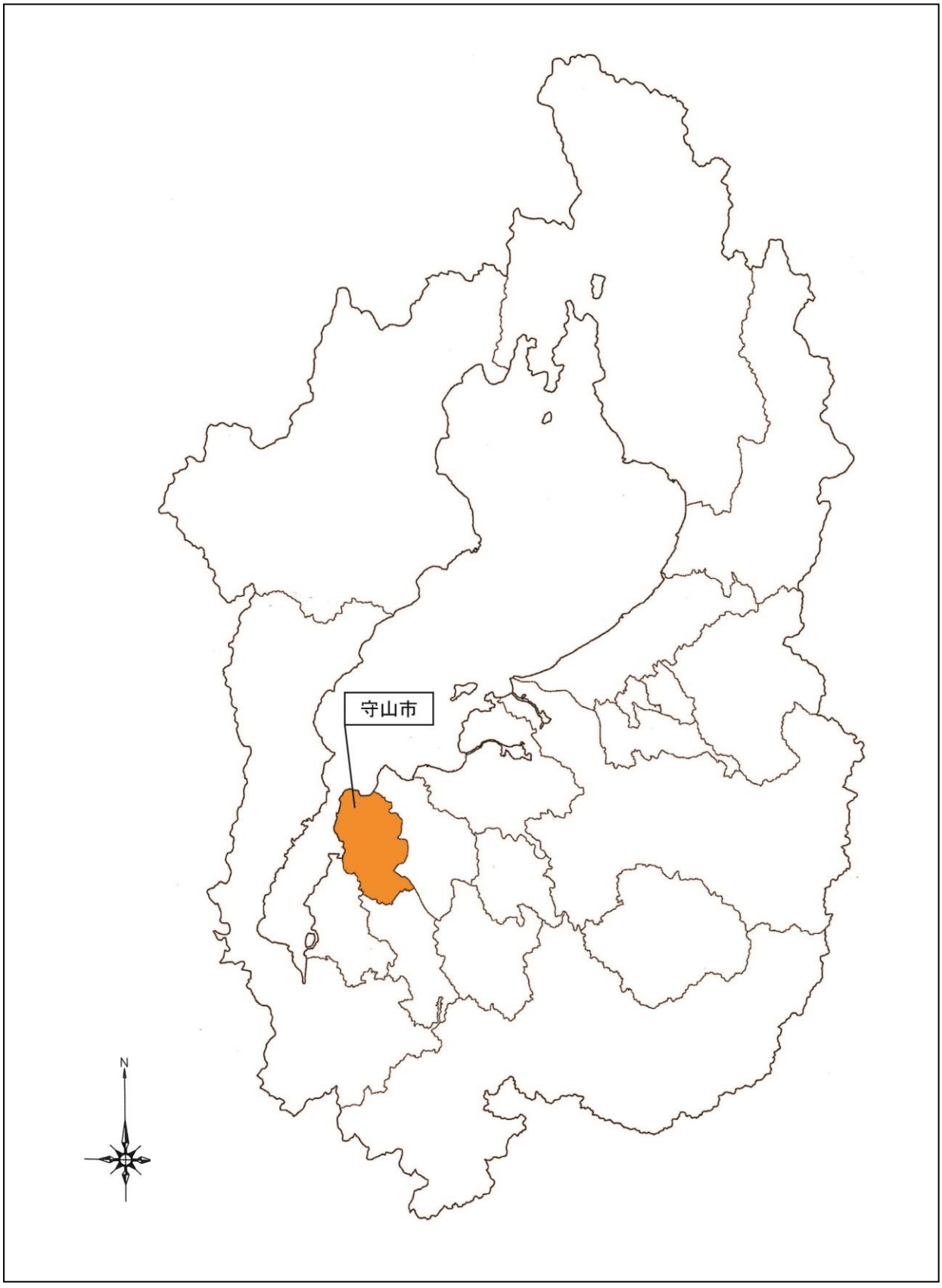

添付資料2　目標の設定に関するグラフ(1/2)

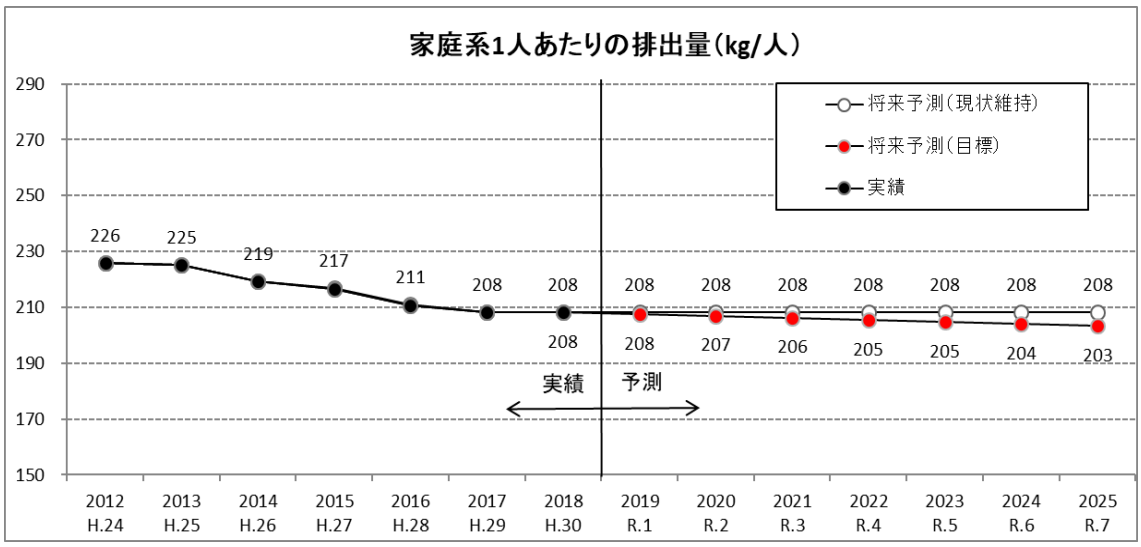

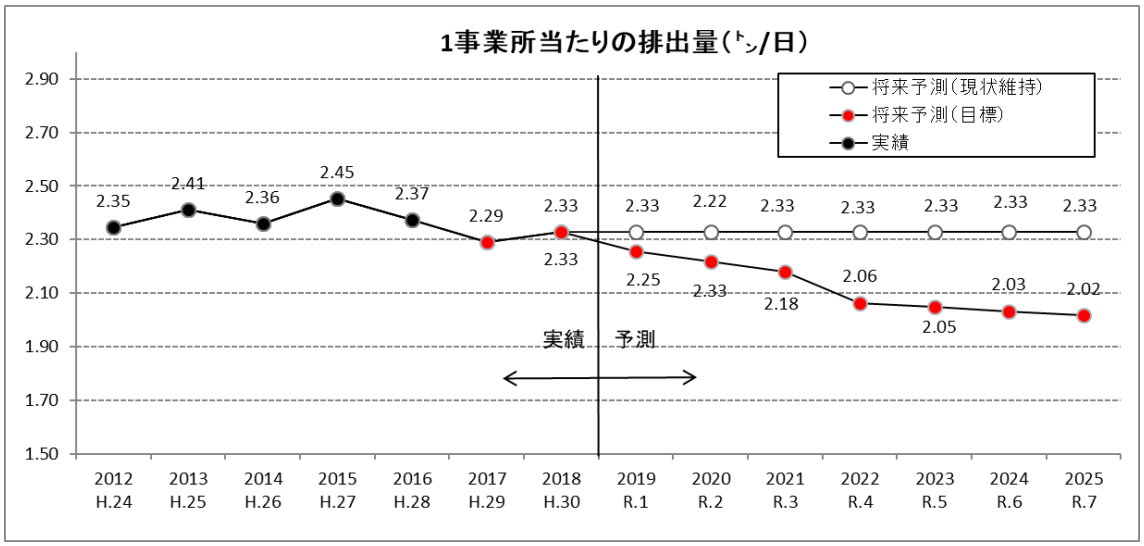

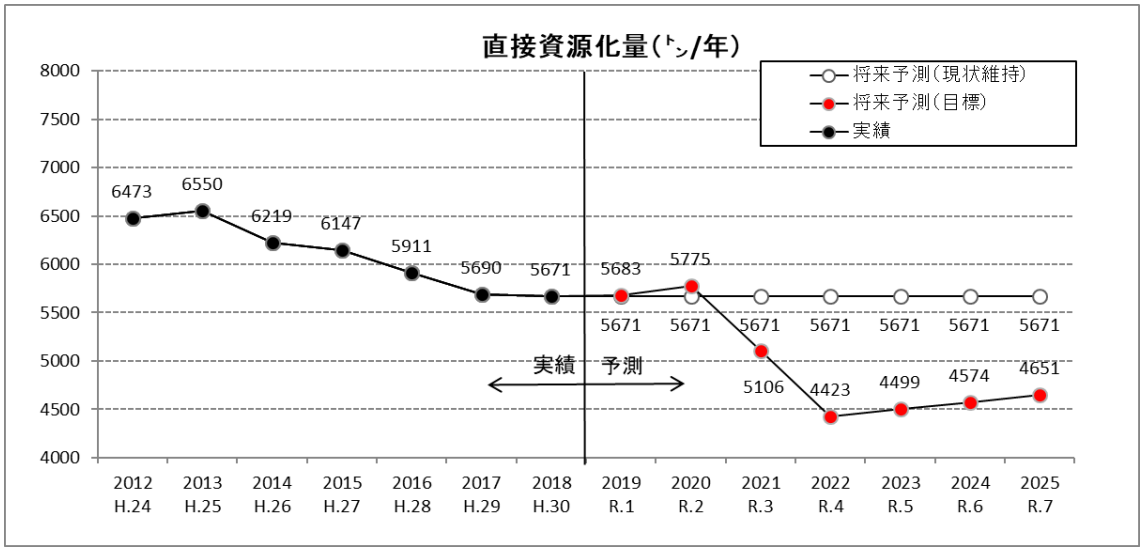

添付資料2　目標の設定に関するグラフ(2/2)

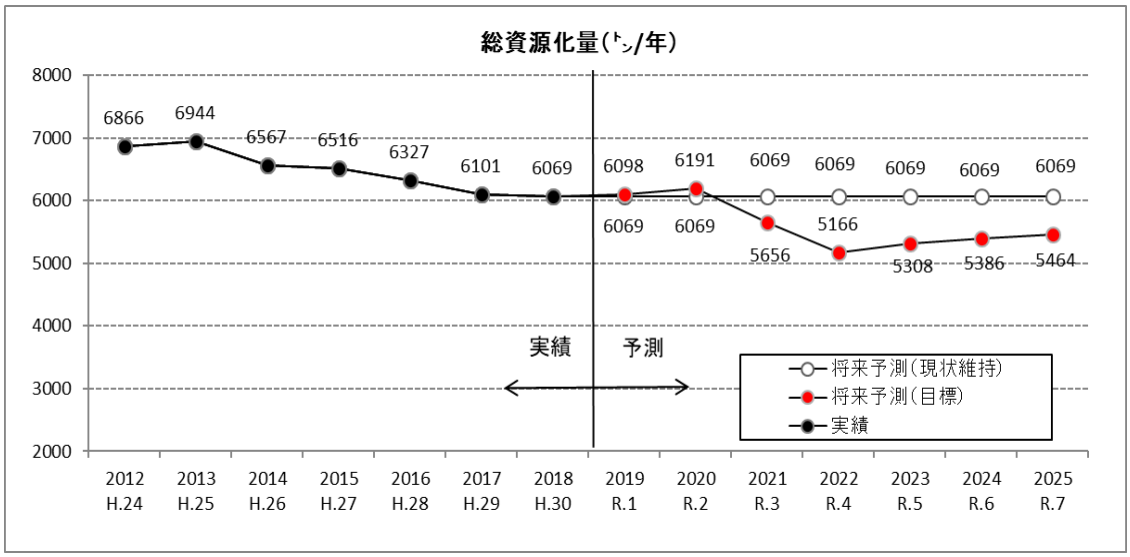

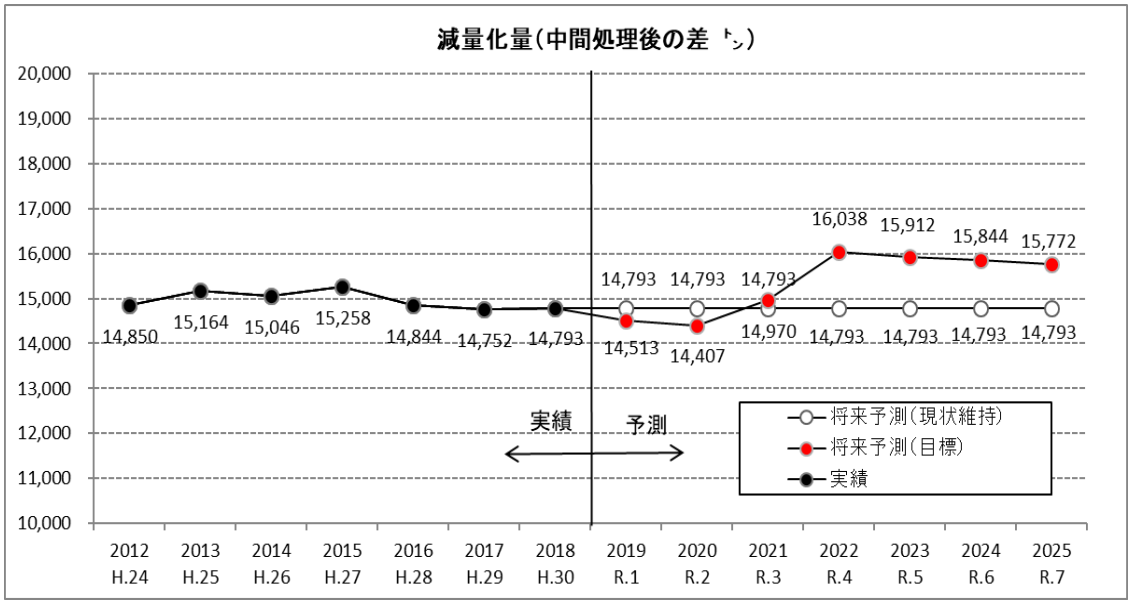

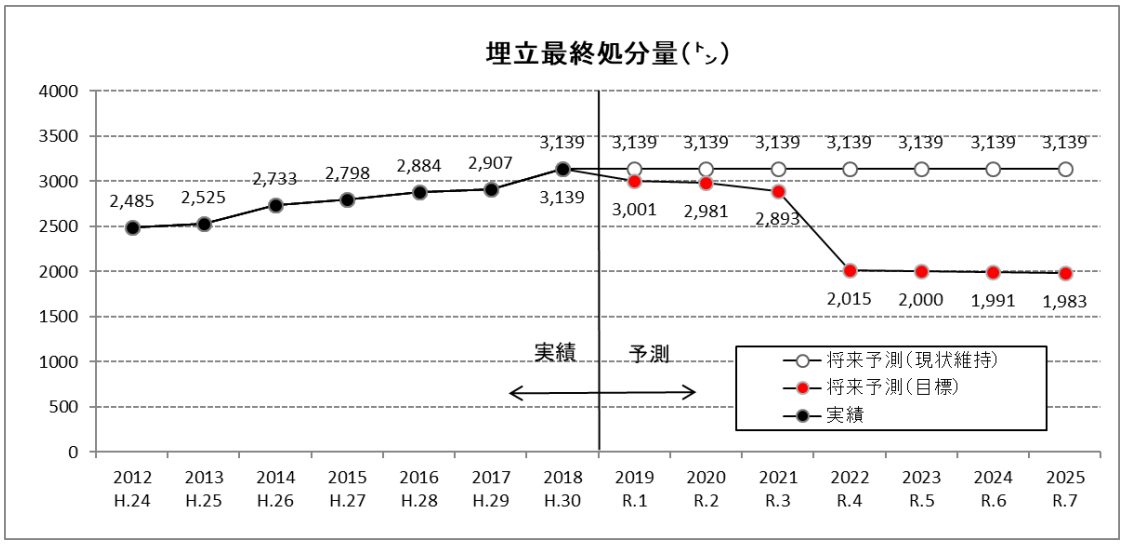

添付資料3　分別区分説明資料

本市の計画収集区域は、市全域を対象としている。収集方法については、一般家庭系ごみは17分別区分にてステーション方式で収集を行っている。ただし、粗大ごみは有料で戸別収集を行っている。令和３年10月より今までのトレイ類と、破砕ごみのうち、プラスチック類、ゴム・皮革製品、繊維類が焼却ごみになった。また、会社や商店などの事業活動に伴い排出される一般廃棄物（事業系一般廃棄物）については、平成11年度より、市の許可を得た許可業者（17社）による収集もしくは自己搬入としている。令和３年10月より、焼却ごみと破砕ごみの２分別から破砕ごみを削除し、事業系一般廃棄物のみとした。個人の自己搬入（持ち込みごみ）についても有料で受け入れている。

区　　分	収集形態	排出方法	収集回数	摘　　要
燃却ごみ（家庭系）	直営	指定袋	週２回	紙くず類（できるだけ雑誌類へ）、吸い殻、紙おむつ、台所ごみ（生ごみは堆肥化等へ）、容器包装プラスチック類、ゴム・皮革製品、繊維類等
破砕ごみ（家庭系）	直営	指定袋	月１回	家電類（家電4品目除く）、小型金属類、陶磁器、ガラス類その他（金属を含む複合品等）
粗大ごみ	直営	粗大ごみ（処理券貼）	隔週	いす、机、タンス、自転車、ふとん、オルガン、マッサージ機等（2m×1m×1m を超えるものを除く）
新聞	直営	ひもで縛り資源回収容器へ	隔週	新聞紙（折込チラシを含む）
古布	直営	ひもで縛り資源回収容器へ	隔週	衣類、ボロ布、シーツ
雑誌類	直営	ひもで縛り資源回収容器へ	隔週	雑誌、古本、包装紙、紙製容器
空き缶	直営	資源回収容器	隔週	空き缶（18 リットル以上の缶を除く）
空きビン	直営	資源回収容器	隔週	空きビン
ペットボトル	直営	資源回収容器	隔週	ペットボトル
ダンボール	直営	ひもで縛り資源回収容器へ	隔週	ダンボール
乾電池	直営	乾電池回収箱	常設	使用済み乾電池
飲料用紙パック	直営	回収ネット	月１回	飲料用紙パック
蛍光管	直営	廃蛍光管回収容器	月１回	使用済み蛍光管
廃食油	直営	廃食油回収容器	月１回	食用油（モデル地区のみ）
カセットボンベ・スプレー缶	直営	カセットボンベ・スプレー缶回収容器	月1回	カセットボンベ・スプレー缶
使い捨てライター	直営	使い捨てライター回収容器	月1回	使い捨てライター
家電４品目	なし	小売店へ引き取り、指定引き取り場所での回収	―	エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機 冷蔵庫及び冷凍庫
使用済み小型家電	なし	小型家電回収ボックス（市内 12 箇所）	―	携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電卓、ゲーム機、電子辞書、付属コード、ICレコーダー、音楽プレイヤー、ドライヤー、電子カミソリ、電話機など

○収集・処理できないもの

車・バイク（その部品）、プロパンガスボンベ、コンクリート・レンガ・砂・土・瓦、消火器、廃油（ガソリン、灯油）、塗料、医療系廃棄物(注射針、薬等)、農機具類・農薬、建築廃材・耐火ボード・断熱材・石膏ボード、ソーラーシステム、犬・猫鳥等のペットの死骸、ボーリングの玉、家電４品目、パソコン（デスクトップ、ノート型）、2m×1m×1m より大きいもの等

添付資料4　旧施設の概要

本市の中間処理は昭和60年に幸津川町に整備し、市が維持管理を行っている守山市環境センターで実施している。センター内の破砕ごみ処理施設において破砕ごみや粗大ごみの破砕処理及び機械選別、可燃性粗大ごみの切断処理、缶類、ビン類、プラスチック、磁性物の選別処理、ペットボトルの圧縮処理の他、資源化物の一時保管を実施している。焼却施設棟では燃えるごみに加え、資源化処理の過程で生じる破砕可燃物や処理困難物の焼却処理を実施している。

【施設の概要】

○施設名　　守山市環境センター

○所在地　　守山市幸津川町 2845

○敷地面積（全体）12,500m^2

●焼却施設	●粗大ごみ処理施設
・能力：90t/24h（45t/24h×2 系列）	・破砕能力：30t/5h
・型式：流動床式	・破砕設備：せん断型破砕機
・竣工年　　昭和 60 年 3 月	・竣工年　昭和 61 年 3 月
・整備工事年　平成 11 年 6 月～ 平成 13 年 3 月	

【各施設の概要】

《粗大ごみ処理施設》

昭和61年3月に竣工した粗大ごみ処理施設には、粗大ごみ及び不燃ごみの処理ラインがあり、粗大ごみについてはせん断型破砕機、磁力選別、トロンメルによる機械選別による不適物除去後、可燃物、不燃物、プラスチック類、鉄、アルミ類に選別され、最終処分量の削減、資源化を実施している。

《焼却処理施設》

本市の焼却処理は昭和60年3月に竣工した守山市環境センター内の焼却処理施設で実施している。排ガス基準値の改正に伴って、平成11年～12年度の2ヵ年事業で排ガス高度処理施設整備工事を行い、バグフィルターの取替え、触媒脱硝装置の設置等を

実施した。また、コンピューターによる自動制御運転なども導入し、安全で適正なごみ処理を進めている。

《粗大ごみ処理施設の処理フロー図》

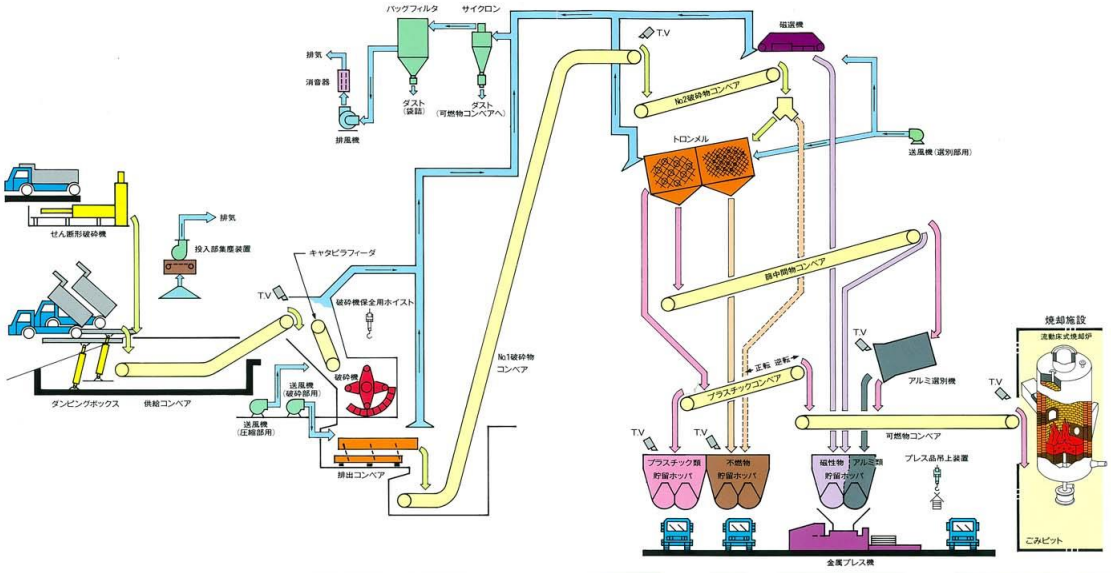

《焼却処理施設の処理フロー図》

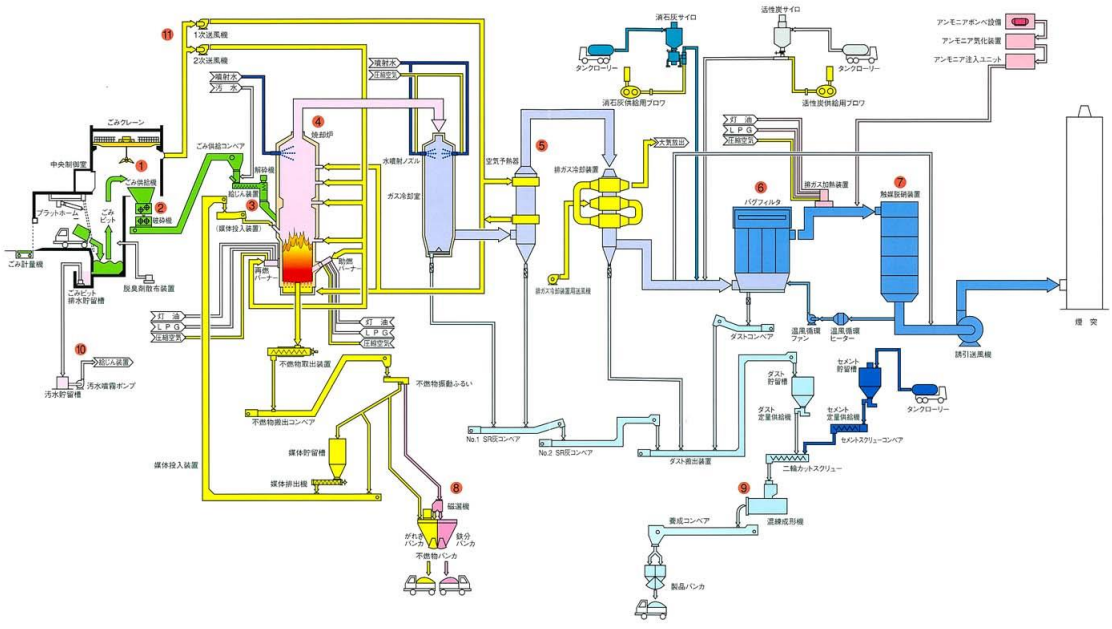

添付資料5　新施設の概要

新環境センターは、熱回収施設の１日の処理能力が 71ｔで、ごみの焼却に伴って生じる熱を利用し高温高圧の蒸気でタービンを回して発電を行う。

また、発電で得られた電気は、施設全体の電気を賄い、余剰分は電力会社に売電し、タービン排熱は交流拠点施設の温水プールへ熱供給を行う。施設は最先端の技術を導入し、地域の環境保全に最大限配慮した運営を行うとともに、熱エネルギーと資源の有効活用を積極的に推進し、地球環境にやさしい持続可能な循環型社会を実現する。

【施設の配置】

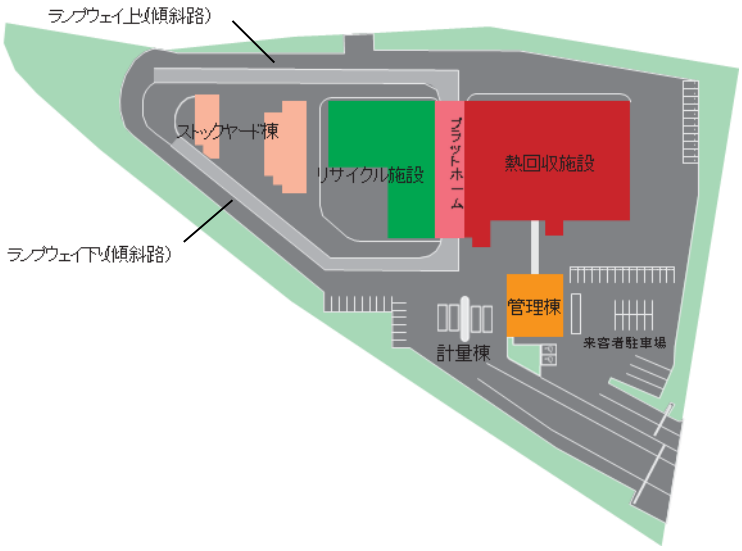

【施設の概要】

〇施設名　　もりやまエコパーク環境センター

〇所在地　　守山市環境学習都市宣言記念公園1番地2

〇敷地面積（全体）約 2.5ha

【設備の概要】

●熱回収施設	●リサイクル施設
・能力：71t/24h（35.5t/24h×2 炉） ・発電規模 1,400kW(2炉・基準ごみ)	・破砕能力：10.68t/5h
・型式：連続燃焼式ストーカ式	・破砕設備：低速回転式破砕機 高速回転式破砕機
・竣工年　　令和3年 10 月	・竣工年　　令和3年 10 月
・設計・施工期間　平成 30 年9月 ～令和3年9月	・整備工事年　平成 30 年9月 ～令和3年9月

《熱回収施設の処理フロー図》

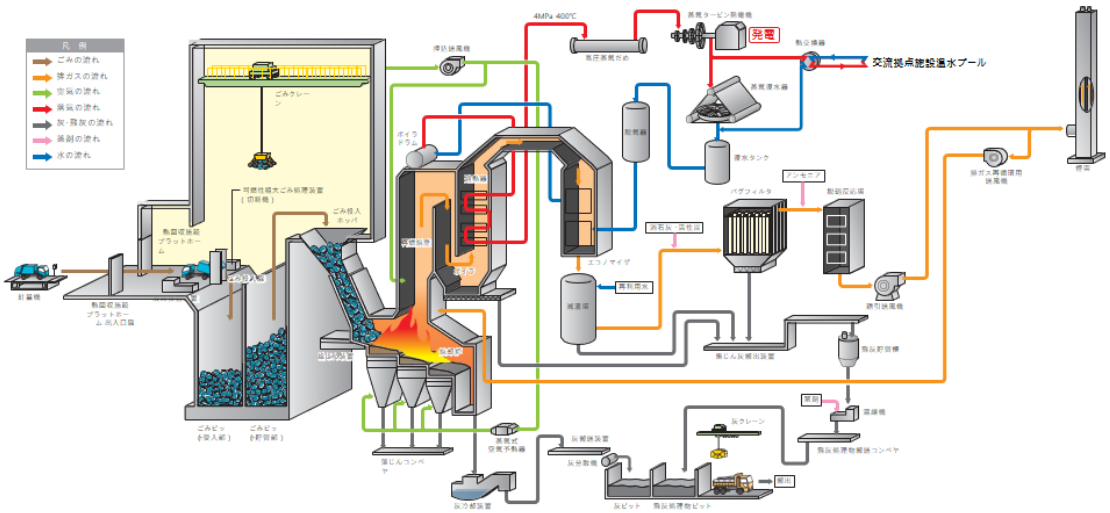

《リサイクル施設の処理フロー図》

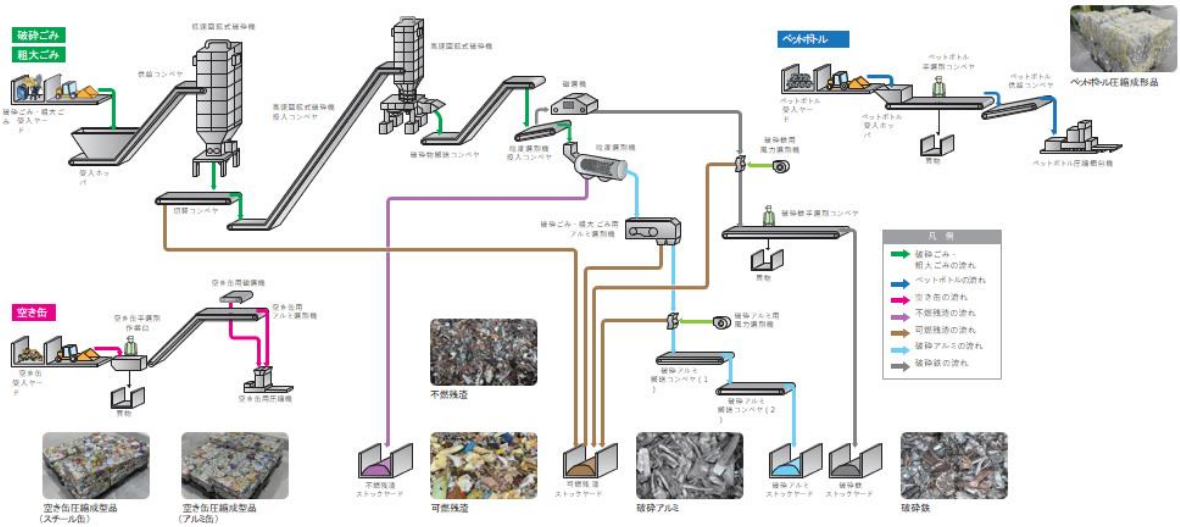

添付資料6　守山市国土強靭化計画（事業が記載されている部分の抜粋）

5　国土強靭化の推進方針（守山市国土強靭化計画：P26）

（浄化槽の管理体制の整備）

・災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の 故障等被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、浄化槽台帳システムの導入など、浄化槽の管理状況についての把握を進めます。

・災害時に早期に復旧できるよう、法定検査の実施、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画　総括表1

1　地域の概要

(1)地域名	守山市	(2)地域内人口	82,568人	(3)地域面積	55.74k㎡
(4)構成市町村等名	守山市	(5)地域の要件*	人口　面積　沖縄　離島　奄美　豪雪、山村　半島　過疎　その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村: 設立されていない場合、今後の見通し:	設立(予定)年月日:○○年○○月○○日設立、認可予定			

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2　一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)						目　標	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和7年度	
排出量	事業系　総排出量(トン)	6,263	6,597	6,608	6,909	6,718	6,520	**5,979**	(H28比-11.0%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.35	2.41	2.36	2.45	2.37	2.29	**2.02**	(H28比-14.8%)
	生活系　総排出量(トン)	17,938	18,036	17,738	17,663	17,337	17,240	**17,240**	(H28比-0.6%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	226	225	219	217	211	208	**203**	(H28比-3.8%)
	合計　事業系生活系の総排出量合計(トン)	24,201	24,633	24,346	24,572	24,055	23,760	**23,219**	(H28比-3.5%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	6,473(26.7%)	6,550(26.6%)	6,219(25.5%)	6,147(25.0%)	5,911(24.6%)	5,690(23.9%)	4,651	(20.0%)
	総資源化量(トン)	6,866(28.4%)	6,944(28.2%)	6,567(27.0%)	6,516(26.5%)	6,327(26.3%)	6,101(25.6%)	5,464	(23.5%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量　(年間の発電電力量　MWh)	－	－	－	－	－	－	4,000MWh	
	エネルギー回収量　(年間の熱利用量　MWh)	0	0	0	0	0	0	4,800MWh	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,485(10.3%)	2,525(10.3%)	2,733(11.2%)	2,798(11.4%)	2,884(12.0%)	2,907(12.2%)	1,983	(8.5%)

※　別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

一般廃棄物処理計画においては令和2年度を計画年とする計画であること、令和3年度以降の新施設による分別区分の変更などを加味していないため、新施設の規模決定に用いた目標値を採用している。その目標値においても、令和2年度の一般廃棄物処理計画の総排出源単位(g/人・日)、リサイクル率を踏襲しています。

3　一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

（1）現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工年月	廃止又は 休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	守山市環境センター	守山市	全連続式	90トン/日	S60.4	R3.10廃止予定	R4.12解体予定	なし	新施設稼働後に廃止し、解体事業着手
リサイクルセンター	守山市環境センター	守山市	粗大ごみ処理施設	30トン/５ｈ	S61.4	R3.10廃止予定	R4.12解体予定	なし	新施設稼働後に廃止し、解体事業着手

（2）更新（改良）・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工予定 年月	更新(改良)・ 新設理由	廃焼却施設解体の 有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設 解体事業 着手(予定) 年月 完了(予定) 年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
熱回収施設	守山市環境センター	守山市	全連続運転式 ストーカー炉	71トン/日	R3.10	施設の老朽化	有(環境センター)	R4.12～ R6.3	浸水：0.5m未満 対策：嵩上げ		新施設稼働後に廃止し、解体事業着手
リサイクル施設	守山市環境センター	守山市	破砕、選別、圧縮・梱包	1,068トン/５ｈ	R3.10	施設の老朽化	有(環境センター)	R4.12～ R6.3	浸水：0.5m未満 対策：嵩上げ		新施設稼働後に廃止し、解体事業着手

4．生活排水処理の現状と目標

指標・単位 ＼ 年		過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目標
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和7年度
総人口		79,022	79,866	80,497	80,935	81,789	82,497	84,769
公共下水道	汚水衛生処理人口	71,450	72,366	73,328	73,800	75,538	76,400	82,392
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	90.4%	90.6%	91.1%	91.2%	92.4%	92.6%	97.2%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	4,411	4,391	4,330	4,310	3,507	3,461	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	5.6%	5.5%	5.4%	5.3%	4.3%	4.2%	0.0%
合併浄化槽等	汚水衛生処理人口	975	1,001	773	936	907	837	848
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.2%	1.3%	1.0%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%
未処理人口	汚水衛生処理人口	2,186	2,108	2,066	1,889	1,837	1,799	1,529

※基準日は10月１日

5．浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	守山市	10	50	H18	11	59	令和6年度	

添付資料－１

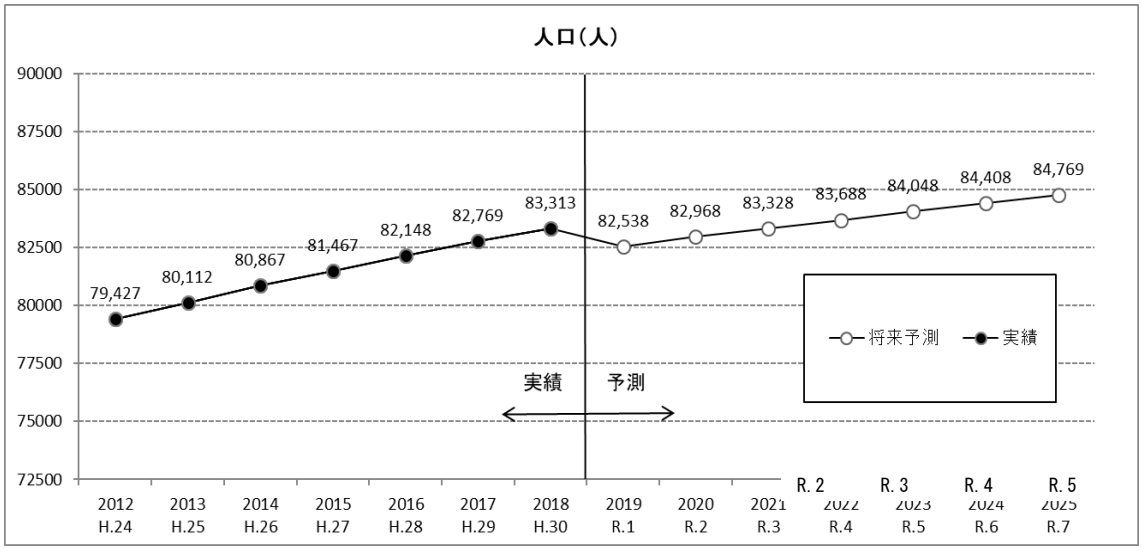
人口（人）
90000
87500
85000
82500
80000
77500
75000
72500
79,427
80,112
80,867
81,467
82,148
82,769
83,313
82,538
82,968
83,328
83,688
84,048
84,408
84,769
将来予測
実績
実績
予測
2012 H.24
2013 H.25
2014 H.26
2015 H.27
2016 H.28
2017 H.29
2018 H.30
2019 R.1
2020 R.2
2021 R.3
R. 2
R. 3
R. 4
R. 5

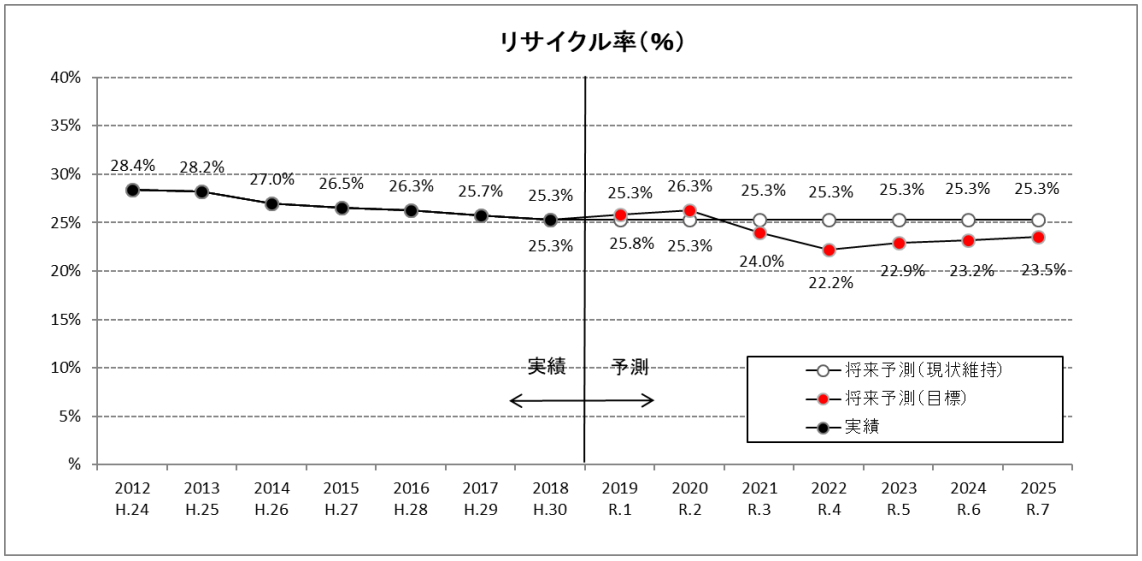
リサイクル率（%）
40%
35%
30%
25%
20%
15%
10%
5%
%
28.4%
28.2%
27.0%
26.5%
26.3%
25.7%
25.3%
25.3%
25.8%
25.3%
26.3%
25.3%
24.0%
22.2%
25.3%
25.3%
25.3%
25.3%
25.3%
22.9%
23.2%
23.5%
実績
予測
将来予測（現状維持）
将来予測（目標）
実績
2012 H.24
2013 H.25
2014 H.26
2015 H.27
2016 H.28
2017 H.29
2018 H.30
2019 R.1
2020 R.2
2021 R.3
2022 R.4
2023 R.5
2024 R.6
2025 R.7

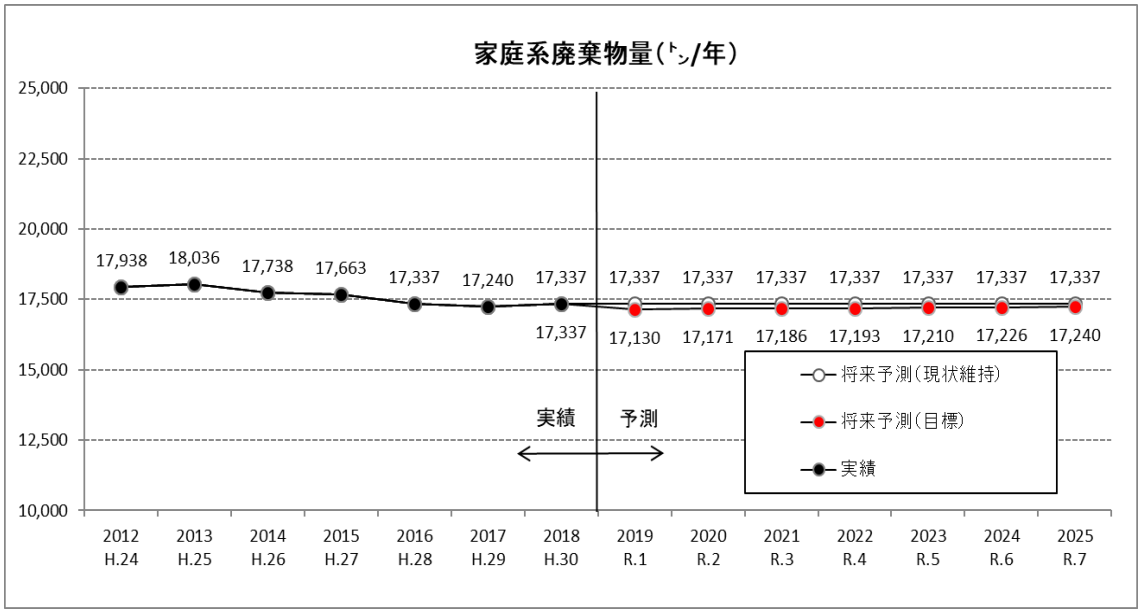
家庭系廃棄物量（ﾄﾝ/年）
25,000
22,500
20,000
17,500
15,000
12,500
10,000
17,938
18,036
17,738
17,663
17,337
17,240
17,337
17,337
17,130
17,337
17,171
17,337
17,186
17,337
17,193
17,337
17,210
17,337
17,226
17,337
17,240
実績
予測
将来予測（現状維持）
将来予測（目標）
実績
2012 H.24
2013 H.25
2014 H.26
2015 H.27
2016 H.28
2017 H.29
2018 H.30
2019 R.1
2020 R.2
2021 R.3
2022 R.4
2023 R.5
2024 R.6
2025 R.7

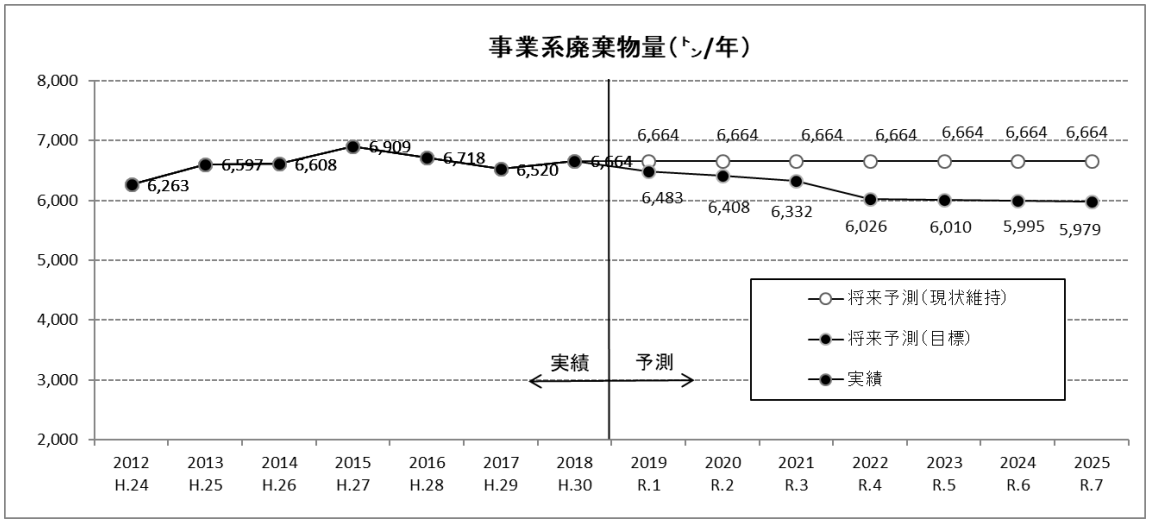
事業系廃棄物量(ﾄﾝ/年)
8,000
7,000
6,000
5,000
4,000
3,000
2,000
6,263
6,597
6,608
6,909
6,718
6,520
6,664
6,664
6,664
6,664
6,664
6,664
6,664
6,664
6,483
6,408
6,332
6,026
6,010
5,995
5,979
実績
予測
将来予測(現状維持)
将来予測(目標)
実績
2012 H.24
2013 H.25
2014 H.26
2015 H.27
2016 H.28
2017 H.29
2018 H.30
2019 R.1
2020 R.2
2021 R.3
2022 R.4
2023 R.5
2024 R.6
2025 R.7

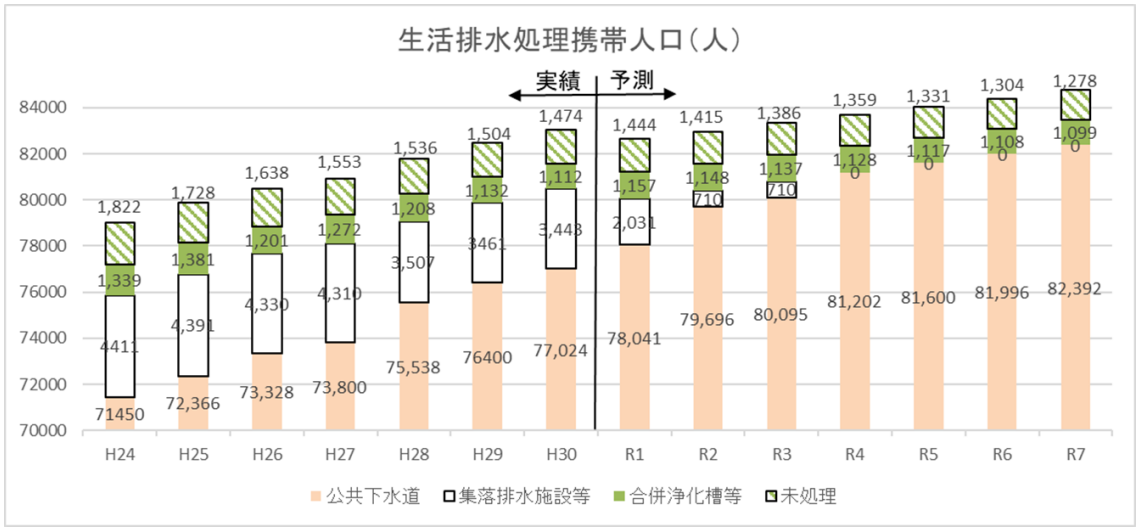
生活排水処理携帯人口(人)
実績
予測
84000
82000
80000
78000
76000
74000
72000
70000
1,822
1,728
1,638
1,553
1,536
1,504
1,474
1,444
1,415
1,386
1,359
1,331
1,304
1,278
1,339
1,381
1,201
1,272
1,208
1,132
1,112
1,157
1,148
1,137
1,128
1,117
1,108
1,099
4411
4,391
4,330
4,310
3,507
3461
3,443
2,031
710
710
0
0
0
0
71450
72,366
73,328
73,800
75,538
76400
77,024
78,041
79,696
80,095
81,202
81,600
81,996
82,392
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
公共下水道
集落排水施設等
合併浄化槽等
未処理

添付資料－２

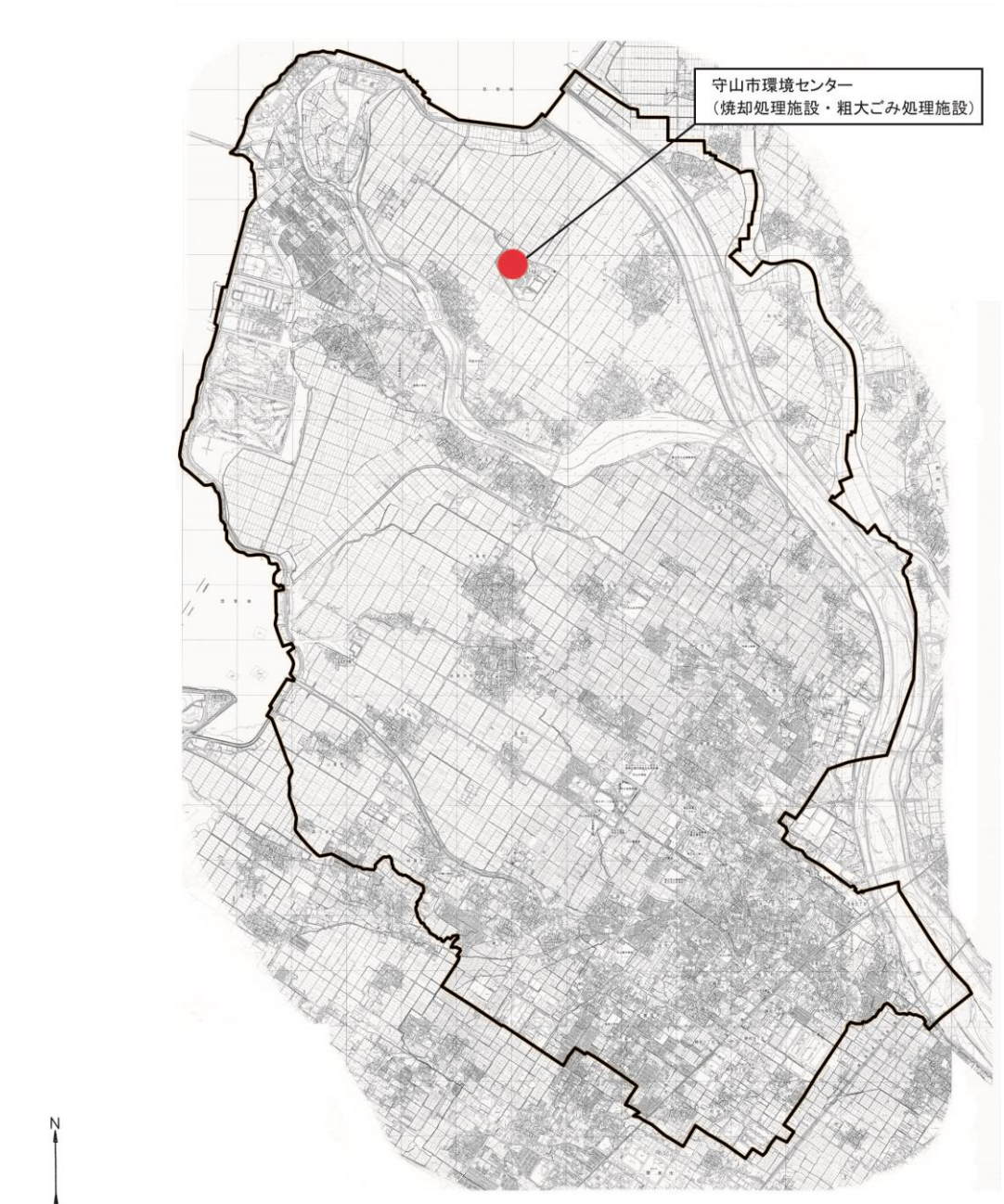

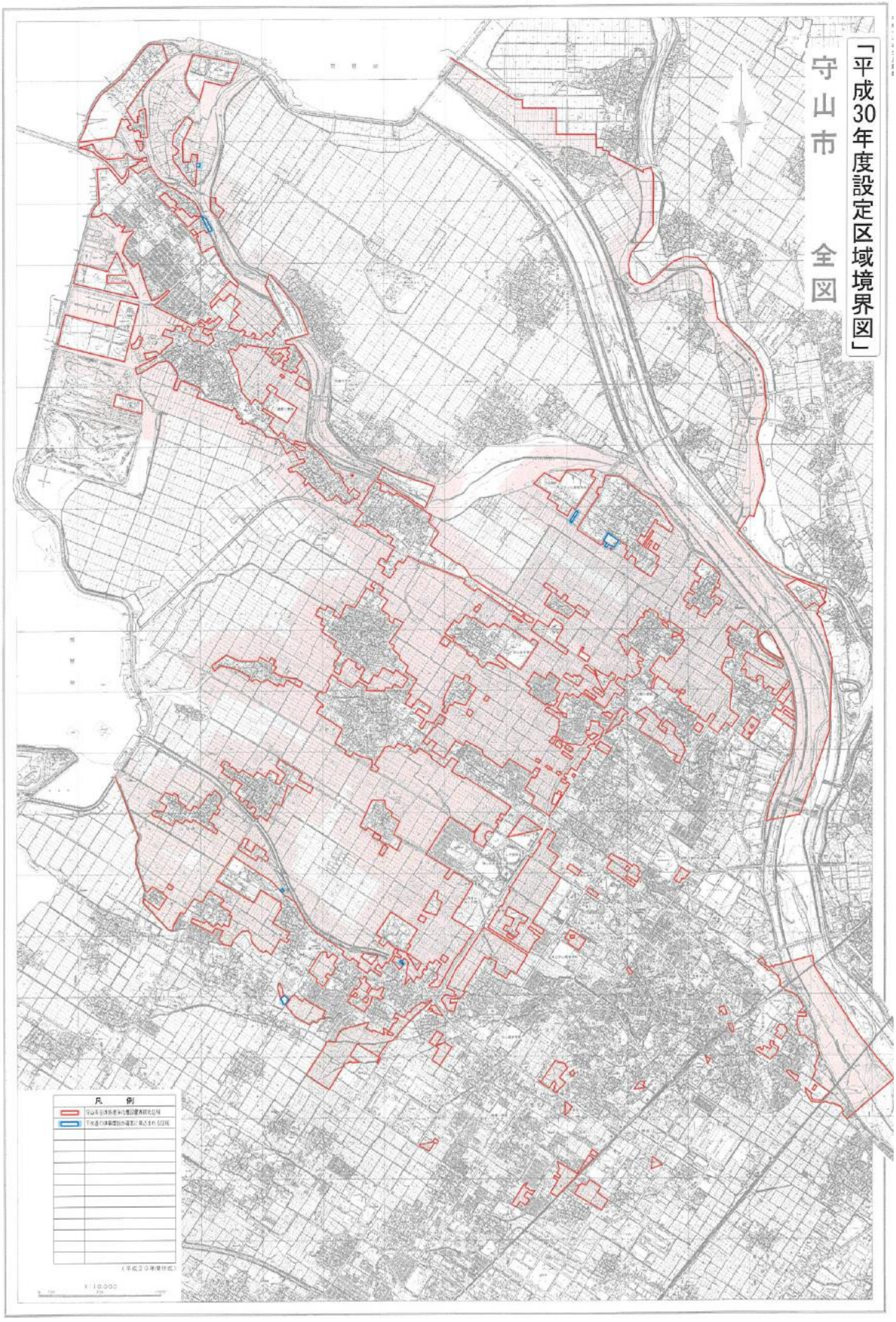
「平成30年度設定区域境界図」
守山市　全図
凡　例

浸水想定区域図（ハザードマップ）

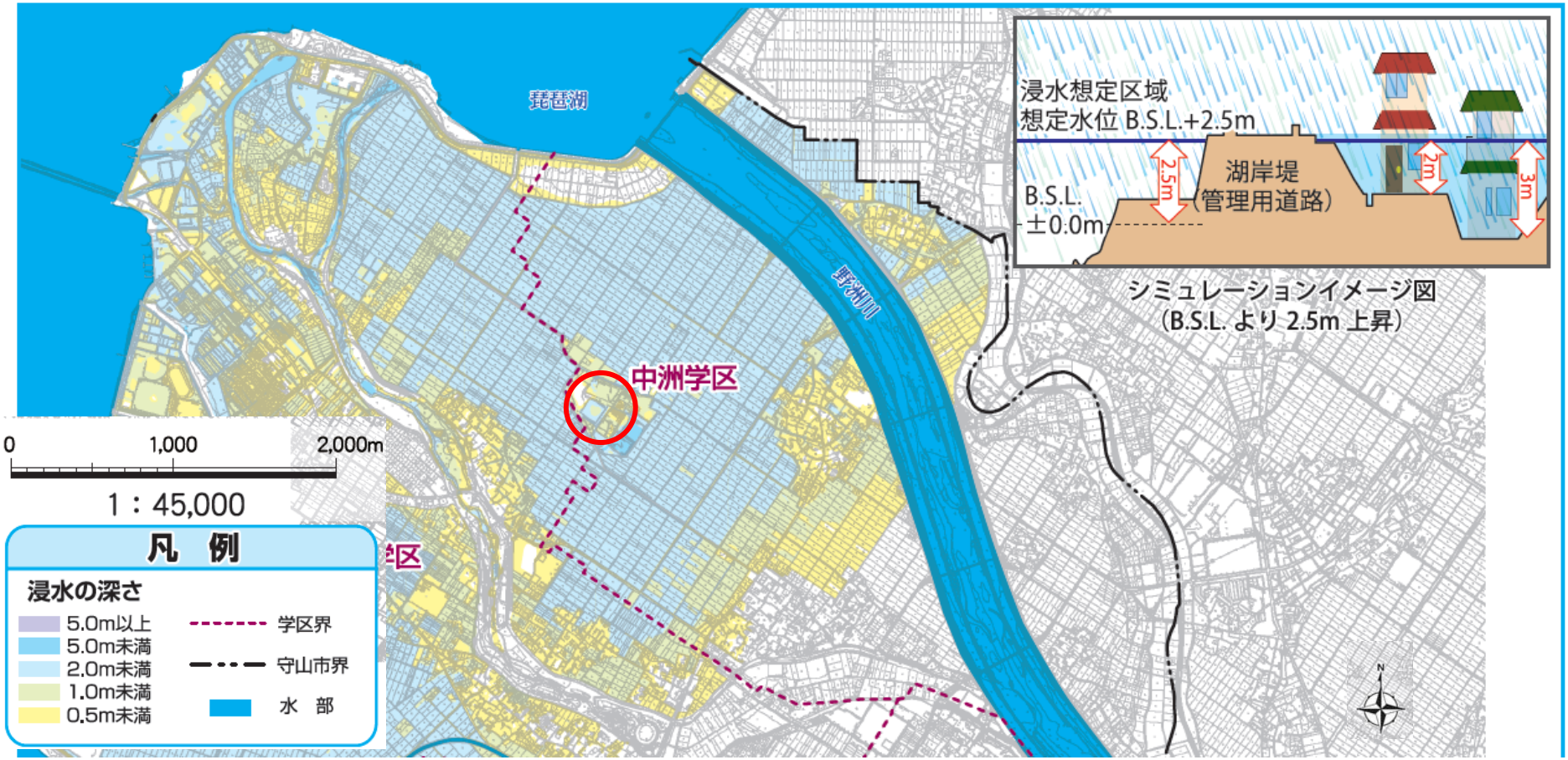

…環境センター

※明治29年９月洪水により琵琶湖の水位がB.S.L.+2.5mまで上昇した場合の、守山市における最大の浸水の深さを示したもの。

様式２

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表２

事業種別 / 事業名称	事業番号 ※1	事業主体名称 ※2	規模	単位	事業期間 ※5 開始	終了	総事業費（千円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	交付対象事業費（千円）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							**1,463,667**	**0**	**112,945**	**1,313,151**	**37,571**	**0**	**0**	**0**	**1,341,727**	**0**	**65,069**	**1,240,692**	**35,966**	**0**	**0**	**0**	
マテリアルリサイクル推進施設	2	守山市			H30	R3	1,463,667		112,945	1,313,151	37,571				1,341,727		65,069	1,240,692	35,966				
○エネルギー回収等に関する事業							**6,423,223**	**0**	**395,354**	**4,943,311**	**800,758**	**9,955**	**273,845**	**0**	**5,309,718**	**0**	**188,642**	**4,185,249**	**755,827**	**7,346**	**172,654**	**0**	
ごみ焼却施設整備事業							6,423,223		395,354	4,943,311	800,758	9,955	273,845	0	5,309,718		188,642	4,185,249	755,827	7,346	172,654	0	
新設	1	守山市	71	t/日	H30	R5	6,423,223		395,354	4,943,311	800,758	9,955	273,845	0	5,309,718		188,642	4,185,249	755,827	7,346	172,654	0	
○有機性廃棄物リサイクル推進に関する事業							**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
ごみ飼料化施設整備事業							0								0								
ごみたい肥化施設整備事業							0								0								
○廃棄物運搬中継に関する事業							**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
サテライトセンター整備事業							0								0								
○最終処分に関する事業							**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
最終処分場整備事業							0								0								
最終処分場再生事業							0								0								
○し尿処理に関する事業							**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	
汚泥再生処理センター整備事業							0								0								
コミュニティ・プラント整備事業							0								0								
○浄化槽に関する事業							**3,816**	**414**	**0**	**0**	**1,660**	**664**	**746**	**332**	**3,816**	**414**	**0**	**0**	**1,660**	**664**	**746**	**332**	
浄化槽設置整備事業		守山市	11	基	H30	R6	3,816	414	0	0	1,660	664	746	332	3,816	414	0	0	1,660	664	746	332	
公共浄化槽等整備推進事業							0								0								
○施設整備に関する計画支援事業							**20,370**	**5,850**	**0**	**0**	**5,555**	**8,965**	**0**	**0**	**15,530**	**5,850**	**0**	**0**	**3,700**	**5,980**	**0**	**0**	
ごみ焼却施設整備に係る計画支援事業							20,370	5,850			5,555	8,965			15,530	5,850			3,700	5,980			
新設	1,2	守山市			H30	R4	20,370	5,850			5,555	8,965			15,530	5,850			3,700	5,980			
○災害廃棄物処理計画策定支援事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合　　計							**7,911,076**	**6,264**	**508,299**	**6,256,462**	**845,544**	**19,584**	**274,591**	**332**	**6,670,791**	**6,264**	**253,711**	**5,425,941**	**797,153**	**13,990**	**173,400**	**332**	

※1　事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号と一致させること。
※2　実施しない事業の欄は削除して構わない。
※3　同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
※4　事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。
※5　廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

【参考資料様式１】

施設概要（マテリアルリサイクル推進施設系）

都道府県名　滋賀県

(1) 事業主体名	守山市
(2) 事業名称	守山市環境施設整備事業
(3) 工期	平成30年度～令和3年度
(4) 施設規模	処理能力　10.68t/5h（保管品目は含まない）
(5) 処理方式	破砕、選別及び圧縮・梱包
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化への対処、破砕ごみ、粗大ごみの破砕・選別び資源化の促進、啓発・環境学習の推進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	ペットボトル、空き缶、スプレー缶、剪定枝木、チップ、蛍光管、空きビン、廃食油、乾電池、丸太、新聞・雑誌・ダンボール、不法投棄物、スプリングマット、金属類（粗大）、小型家電、自転車、ストーブ、場内処理困難物、その他

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	

(10) 事業計画額	全体額：1,463,667,000円（うち、交付対象事業費：1,341,727,000円）

【参考資料様式２】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名　滋賀県

(1) 事業主体名	守山市
(2) 施設名称	守山市環境施設整備事業
(3) 工期	平成 30 年度　～　令和５年度
(4) 施設規模	処理能力　　（35.5ｔ／日×2 炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続運転式ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	１．発電の有無　　有（発電効率 15.5%以上）　・　無 ２．熱回収の有無　　有（熱利用率 1.5%程度）　・　無
(7) 地域計画内の役割 ※1	既設施設の老朽化への対処、熱回収の推進及び資源化の促進
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額　※2	全体額：　6,423,223,000 円 建設費：　6,139,423,000 円（うち、交付対象事業費 5,129,718,000 円） （解体総事業費：　283,800,000 円 （うち、交付対象事業費 180,000,000 円） R4：　9,955,000 円 R5：　273,845,000 円）

※1　基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

※2　事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県　滋賀県

(1) 事業主体名	守山市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目的：浄化槽の整備を推進することにより、水環境への汚濁負荷量を低減し、望ましい水循環の形成に寄与することにより、循環型社会の形成推進を図る。 内容：合併処理浄化槽を整備しようとする者に対し補助金を交付する。 計画期間：平成 30 年度～令和 6 年度
(4) 事業期間 （生活排水処理基本計画期間）※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	平成 30 年度～令和 6 年度
(5) 事業対象地域の要件	(人口　面積)　沖縄　離島　奄美　豪雪、山村　半島　過疎　その他 *該当する対象地域を選択する。*
(6) 事業計画額	交付対象事業費　3,816千円 うち　*(以下の事業を実施する場合)* ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費　千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費　千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模　【浄化槽】

区分	交付対象基数 (　　人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5 人槽	9 基（　45 人分）	2,988 千円	2,988 千円	2,988 千円
6～ 7 人槽	2 基（　14 人分）	828 千円	828 千円	828 千円
8～10 人槽	基（　人分）			
11～20 人槽	基（　人分）			
21～30 人槽	基（　人分）			
31～50 人槽	基（　人分）			
51 人槽以上	基（　人分）			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
改築費（災害）	基			
改築費（長寿命化）	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合　計	11 基（　59 人分） ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	3,816 千円	3,816 千円	3,816 千円

【参考資料様式８】

計 画 支 援 概 要

都道府県名　滋賀県

(1) 事業主体名	守山市		
(2) 事業目的	環境施設整備・運営事業者の選定について幅広い知識、経験、高度な専門的能力を有するものから支援を受ける。	環境施設の解体工事に伴う、施設のダイオキシン等の分析調査業務や仕様書作成等を行う。	
(3) 事業名称	事業者選定アドバイザーリー業務	解体工事に伴う事前調査等業務	
(4) 事業期間	平成 30 年度	令和３年度　～　令和４年度	
(5) 事業概要	環境施設整備・運営事業者の選定について、施設の設計、建設、運営を実施する事業者を選定するための支援業務	環境施設の解体工事に伴う、施設のダイオキシン等の分析調査業務や仕様書作成業務	

(6) 総事業計画額　※1	5,850 千円 （うち、交付対象事業費 5,850 千円）	14,520 千円 （全体：14,520 千円） うち、交付対象事業費 9,680 千円 （全体：9,680 千円）	

※1　事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。